

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年9月

輸入物品の関税調整に関する通知（税委会公告 2018年49号）

国务院関税税則委員会（以下「税委会」）は2018年9月30日付けで、輸入物品の関税税目・税率の調整に関する通知を公布した。同通知の内容は下記のとおりである。

- 一、輸入医薬品を輸入関税の税目1に組み入れ、15%の税率を適用する。このうち、輸入抗がん剤は国が規定した3%の優遇税率に基づき輸入増値税を徴収する。
- 二、輸入物品に適用される関税税目2、3の税率をそれぞれ25%及び50%に調整する。

上記輸入関税の税目・税率調整は2018年11月1日から施行される。

米国原産の約600億ドル分の輸入品目に対する追加関税の実施に関する公告（税委会公告 2018年8号）

税委会は2018年9月18日付けで、税委会公告〔2018〕6号の具体的な実施に関する公告を公布した。同公告の内容は下記のとおりである。

- 一、税委会公告〔2018〕6号の添付リストにある対米追加関税対象品目に対し、2018年9月24日12時01分から追加関税を徴収する。添付リスト1の2493品目及び添付リスト2の1078品目に対して10%の追加関税を徴収し、添付リスト3の974品目及び添付リスト4の662品目に対して5%の追加関税を徴収する。
- 二、その他の事項は税委会公告〔2018〕6号に基づき実施する。

越境 EC 総合試験区の小売輸出貨物の租税政策に関する通知（財税〔2018〕103号）

財政部、税務総局、商務局及び税関総署は共同して、越境 EC 総合試験区における越境 EC 小売輸出貨物に係る租税政策に関する通知を公布した。

同通知によると、総合試験区における EC 輸出企業が、有効な仕入証憑を取得していない貨物の輸出に際し、一定の条件に適合する場合、増値税及び消費税の免税制度を試行実施する。越境 EC の健全な発展を

促進するため、EC 輸出集計・モニタリング体制の構築を加速するためである。加えて、税関総署は、EC 輸出品目申告リストの電子情報を税務総局に定期的を送信する。

同通知は 2018 年 10 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

集積回路、書籍などの品目の輸出増値税還付率引き上げに関する通知（財税[2018]93号）

財政部及び税務総局は共同して、集積回路、書籍などの品目に対する輸出増値税の還付率引き上げに関する通知を公布した。

同通知によると、マルチコンポーネント IC、EMI フィルタ以外のフィルタ、書籍、新聞などの輸出増値税還付率を 16%に、竹細工、木扇子などの輸出増値税還付率を 13%に、バサルト繊維及びその製品、安全ピンなどの輸出増値税還付率を 9%に引き上げることになる。

同通知は 2018 年 9 月 15 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

2018 年品目分類行政裁定の公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 115 号）

税関総署は、2018 年 9 月 7 日付けで、ビデオカメラコントロールユニット HDCU-2080 などの 4 品目の分類に係る行政裁定の申請を受理し、関連品目に対して品目分類の行政裁定を下して、公布した。同公告は、公布日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

中国・イスラエル間の税関の「認定事業者（AEO）」相互承認の実施に関する公告（税関総署公告 2018 年第 116 号）

中国税関とイスラエル税関は、2017 年 11 月に中国税関企業信用管理制度とイスラエル税関の AEO 制度の相互承認に関する取決めを締結し、2018 年 10 月 1 日から本格的に実施することを決定した。税関総署は下記のとおり関連内容を公布した。

「相互承認」の関連規定に基づき、中国とイスラエル双方は、相手国の税関 AEO 事業者を相互承認し、相手国の AEO 事業者から輸入する貨物に対して通関利便性を提供する。中国とイスラエルは、輸入貨物の通関手続において、相手国の AEO 事業者により下記の通関利便性措置を与える。中国の AEO 事業者がイスラエルに貨物を輸出する場合、まず自身の AEO 事業者コードをイスラエルの輸入業者に通知する。次にイスラエルの輸入業者は、イスラエル税関の規定に基づきその事業者コードを申告書に記入して、イスラエル税関が中国の AEO 事業者であることを確認した後、通関利便性措置を与える。逆に、中国企業がイスラエルの AEO 事業者から貨物を輸入する場合、輸入申告書の「国外荷送人」の「国外荷送人コード」欄及び水運・空運積荷明細書の「荷送人の AEO 事業者コード」欄に当該国外荷送人の AEO 事業者コードを記入しなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

旧税関税金電子支払システムの使用停止に関する公告（税関総署公告 2018 年第 117 号）

税関総署は 2018 年 9 月 14 日付けで公告を公布し、輸出入貨物の税金納付の利便性及び効率向上を図り、2018 年 10 月 1 日から旧税関税金電子支払システムの使用を停止し、次世代の税関税金電子支払システムへの移行を決定した。これにより、2018 年 10 月 1 日から税関総署公告 2011 年第 17 号、2011 年第 53 号、2014 年第 78 号及び 2015 年第 24 号を廃止する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件に関する公告（税関総署公告 2018 年第 118 号）

税関総署は 2018 年 9 月 17 日付けで「英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件に関する公告」を公布し、「英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件」に適合するジャガイモの種芋の輸入が認められる。同公告は公布日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

新速達便通関管理システムのアップグレードに関する公告（税関総署公告 2018 年第 119 号）

税関総署は、速達便の通関効率向上を図り、2018 年 9 月 25 日付けで新速達便通関管理システム（以下「新速達便システム」）のアップグレードを決定した。税関総署は、新速達便システムのアップグレードに関連する事項の公告を公布し、同公告は 2018 年 9 月 25 日から施行される。

- 一、税関総署公告 2016 年第 19 号で言及した文書類の出入国速達便（以下「A 類速達便」）、個人物品類の出入国速達便（以下「B 類速達便」）に対する分類はそのままに、小額貨物類の出入国速達便（以下「C 類速達便」）の対象範囲を「5,000 人民元以下（輸送費、保険料、雑費などを含まない）の貨物」に調整する。
- 二、アップグレード後の新速達便システムは、A・B・C 類速達便の通関時に適用される。
- 三、A・B・C 類速達便の通関段階における検査・検疫関連システムの使用を停止する。
- 四、速達便の運営業者は偽りなく税関申告し、税関の要求に基づき関連資料を提供する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

海運出入国中継・混載輸送貨物に対する税関の監督管理事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 120 号）

税関総署は、港湾物流業の発展を促進するため、港湾における海運出入国中継・混載輸送貨物に対する税関の監督管理要求を下記のとおり公布した。

公告中における「出入国中継・混載輸送貨物」（以下「中継・混載輸送貨物」）とは、中国国内でデバンニング・バンニングが必要な国際積替貨物、国際積替貨物が中国国外でバンニング後に入国し中国国内でデバンニングを行う輸入貨物、及び中国国内で積み替えた国際輸出貨物のことをいう。

また、同公告は、「国際積替書類データ項目」の報告基準も調整した。調整後の「国際積替書類データ項目」の詳細は添付資料をご参照ください。中継・混載輸送貨物のうち、輸入貨物は輸送機関が申告した貨物

入国日から 14 日以内に税関に申告を行わなければならない。また、国際積替貨物は、3 か月以内に輸送を再開し、出国しなければならない。特殊な場合は、税関の承認を得た後、輸送再開・出国期限を 3 か月間延長することができる。

同公告は 2018 年 12 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

税関行政審査オンラインプラットフォームのアップグレードに関する公告（税関総署公告 2018 年第 121 号）

税関総署は、税関の行政審査制度の改革を徹底し、税関行政審査オンラインプラットフォームをアップグレードするため、従来のプラットフォームに新たに 4 項目の検査・検疫審査項目及びこの 4 項目の検査・検疫審査事項に対応する担当者のリンクを追加することを決定した。申請者がオンラインプラットフォーム上で行政審査の申請手続きを行い、関連規定に従い税関に資料を提出する必要がある場合は、原則として、電子ファイルにて提出するものとする。具体的なファイルフォーマットは、税関総署公告〔2014〕69 号をご参照ください。

同公告は 2018 年 9 月 30 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

台湾地域、マレーシア及び米国原産の輸入 n-ブチルアルコールに対するアンチダンピング調査の初回裁定に関する公告（商務部公告 2018 年第 67 号）

商務部は、商務部公告 2017 年第 83 号に基づくアンチダンピング調査の結果を公布し、台湾地域、マレーシア及び米国原産の輸入 n-ブチルアルコールにダンピング行為が存在すると裁定した。これを受け、輸入業者は 2018 年 9 月 4 日から、調査対象品目を輸入する際、当該初回裁定で決められた各社の保証金比率に基づき、中華人民共和国税関に相応する保証金を納付しなければならない。

保証金は、税関が査定した課税計算ベース価格に基づき、従価税方式で計算する。計算式は以下の通りである。

保証金額 = (税関が査定した課税計算ベース価格 × 保証金徴収率) × (1 + 輸入増値税率)

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入ポリ塩化ビニルに対するアンチダンピング措置の課税期間満了に伴うサンセット・レビューに関する公告（商務部公告 2018 年第 68 号）

商務部公告 2018 年第 30 号によると、米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入ポリ塩化ビニル（以下「PVC」）に対するアンチダンピング措置が 2018 年 9 月 28 日を持って課税期間満了となる。商務部は、2018 年 7 月に中国大陸 PVC 産業から正式に提出されたアンチダンピング措置の課税期間満了に伴うサンセット・レビューの申請を受け、2018 年 9 月 29 日から米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入 PVC に対するアンチダンピング措置のサンセット・レビューを行うことを決定し、下記のとおり関連事項を公布した。

サンセット・レビュー期間において、米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入 PVC は、依然として商務部 2003 年 48 号、2009 年 69 号及び 2015 年 36 号で公布した課税範囲及び税率に基づき、アンチダンピング関税が徴収される。当該レビュー期間は 2018 年 9 月 29 日から 2019 年 9 月 28 日までとする。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

2019 年度の合金鉄輸出許可申告条件及び申告手続に関する公告（商務部公告 2018 年第 71 号）

商務部は、産業公害の削減や環境保全を促進し、国家産業政策を支援するため、2019 年度の合金鉄輸出許可申告条件及び申告手続を公布した。申告条件に適合する合金鉄製品を取り扱う A 類及び B 類企業は、所在する省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団の商務主管部門に申請することができる。商務部は審査後に、合格した企業リストを公布する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

2019 年の原油の非国営貿易の輸入枠、申請条件及び申請手続に関する公告（商務部公告 2018 年第 72 号）

商務部は「2019 年の原油の非国営貿易の輸入枠、申請条件及び申請手続に関する公告」を公布した。同公告は、2019 年の原油の非国営貿易の輸入枠（20,200 万トン）、原油の非国営貿易（輸入）の申請条件及び申請資料、並びに原油の配当原則や申告・審査手続などを規定した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

2019 年の化学肥料の輸入関税割当総量、配当原則及び関連手続に関する公告（商務部公告 2018 年第 73 号）

商務部は、「2019 年の化学肥料の輸入関税割当総量、配当原則及び関連手続に関する公告」を公布した。同公告によると、2019 年の化学肥料の輸入関税割当総量は 1365 万トンであり、このうち、尿素が 330 万トン、リン酸二アンモニウムが 690 万トン、複合肥料が 345 万である。化学肥料の輸入関税割当数量の配分原則は、先着順である。また、企業は、商務部より委託される化学肥料輸入関税割当証明書が発行機関に行き、化学肥料輸入関税割当の受領を申請できる。関税割当管理機関は、2018 年 12 月 15 日から化学肥料輸入関税割当申請を受理し、2019 年「化学肥料輸入関税割当証明書」を発行する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。



地方税関政策の最新動向

行政審査事項の受理及び審査権限の調整に関する公告（アモイ税関 2018 年第 7 号）

アモイ税関は一部の行政審査事項の受理及び審査権限を従属税関に移行した。具体的には、港灣衛生許可証の発行、出国する動植物及びその製品や他の要検疫品目の生産、加工、保管企業の登録・登記、輸出食品生産者の届出、輸出入品目の検証・鑑定業務の検査・許可などの審査事項が含まれる。また、2018 年 9 月 28 日から、「行政許可の実施委託に関するアモイ検査検疫局の通告」（2015 年 7 号）を廃止する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

長沙税関初の税関分類仮裁定・決定書の印刷・配布（長沙税関）

長沙税関は企業の申請に応じて、2018年8月31日付けで「エンジンバランスシャフト」及び「バランスオイルポンプ」の2品目に対して分類仮裁定を下した。当該裁定の有効期間は3年間であり、全国の税関で適用される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

関税保証保険の担保パイロットプログラムの開始（上海税関、広東税関）

税関総署は、2018年9月1日から10月31日まで、北京、上海、天津、南京、広州、寧波など10か所の直轄税関で関税保証保険業務改革のパイロットプログラムを展開することを決定した。具体的には、保険会社が輸出入事業者に代わり税関に関税保証保険を提供する。輸出入事業者は、保険会社の関税保証保険に加入し、税関の確認を経て即時通関手続を開始することができるため、「先に通関/後に納税」モデルの実現が図られる。

詳細はこちらの[リンク 1](#)、[リンク 2](#)をご参照ください。

輸入食品の検疫審査管理作業規範に関する公告（南京税関 2018 年第 15 号）

南京税関は2018年9月5日付けで南京税関公告 2018 年第 13 号添付 7「南京税関輸入食品検疫審査管理作業規範」を改訂し、検疫・審査対象となる一部の輸入食品の範囲及び目録を調整した。

同公告は公布日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山（関税ナショナルリーダー）
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝（日本語可）
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔（日本語可）
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Southern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚（日本語可）
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)